

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税(国税)とは

地球温暖化防止や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため創設された国税です。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、1人年額1,000円が課税され、個人市県民税均等割とあわせて市が賦課徴収します。その税収はすべて森林環境譲与税として国から各都道府県・市町村に譲与され、森林整備や木材利用等に有効に活用されます。

納税義務者 国内に住所を有する個人

森林環境譲与税を活用した
益田市での取組はこちら



非課税となる方

以下の方については、森林環境税が課税されません。

- 障がい者、未成年者、ひとり親または寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下の方
- 扶養親族がなく、前年の合計所得金額が38万円以下の方
- 扶養親族があり、前年の合計所得金額が次の金額以下の方

28万円×(扶養者数+1)+加算額26万8千円

※合計所得金額とは、各種の繰越控除を適用する前の所得金額の合計額(ただし譲渡所得等がある場合は、特別控除前の金額で計算します)

※国税である森林環境税は、非課税となる方の基準が市県民税と異なるため、市県民税が非課税の場合でも、森林環境税が課税される場合があります。

税率・賦課徴収 年額1,000円(個人市県民税とあわせて徴収されます)

森林環境税(国税)と個人市県民税均等割の税額

区 分	税 目	令和 5 年度まで	令和 6 年度から
国 税	森林環境税	－	1,000 円
県民税	均等割	2,000 円 (うち 500 円は水と緑の森づくり税)	1,500 円 (うち 500 円は水と緑の森づくり税)
市民税		3,500 円	3,000 円
合 計		5,500 円	5,500 円

※個人市県民税の均等割額は、平成26年度から令和5年度までの10年間、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、年額1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられていましたが、令和5年度で終了し、令和6年度から森林環境税(年額1,000円)が導入されました。

【問い合わせ先】市税務課 市民税係 ☎ 31-0609

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページをご存じですか？

「MASUDA no Hito (ひとが育つまち益田)」ホームページ(通称「ますだのひと」)では、暮らし・仕事・地域の取組を、それらに関わる人の「想い」と共に紹介しています。ぜひご覧ください。



～「正解がないからこそ楽しみたい」

地域魅力化応援隊員 大畑咲絵さん～

西益田地区で地域魅力化応援隊員として勤務している大畑さん。「地域づくり」が初めてだった彼女が日々の活動を通して感じたこととは…？

#地域づくり #いいまちにしますダ #西益田

MASUDA
no
Hito
記事紹介 Vol.10



掲載記事はこちら！

【問い合わせ先】市連携のまちづくり推進課 ☎ 31-0600